

## 八王子市が発注する工事における現場代理人の兼務に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、八王子市が発注する工事について、適正な履行を確保しつつ、小規模建設業者の受注機会の拡大と負担の軽減を図るため、現場代理人の常駐義務を緩和し、他の工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「現場代理人等」という。）との兼務を認める要件について、必要な事項を定める。

### (常駐義務を緩和する要件)

第2条 現場代理人は、受注者から付与された権限の範囲や、工事の規模・内容等に応じた運営、取締り等の難易等を踏まえ、次の各号のいずれかに該当するときは、常駐を要しないこととすることができる。

- (1) 発注者との連絡体制を確保するとともに、工事現場の作業状況等が次のいずれかの期間にあること。
  - ア 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - イ 工事の全部の施工を一時中止している期間
  - ウ その他、発注者が適当と認める期間
- (2) 当該工事の規模・内容が、主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされない程度の場合など、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでなく、かつ、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる場合であること。

### (兼務を認める要件)

第3条 前条第2号に該当する場合において、次の各号の全てを満たす場合は、他の工事の現場代理人等との兼務を認める。ただし、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務を緩和するものではないことに留意する必要がある。

- (1) 兼務できる工事の件数は、2件までであること。
  - (2) 兼務できる工事は、いずれも前条第2号に該当すること。
  - (3) 兼務できる工事の現場は、いずれも八王子市内であること。
  - (4) 監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは兼務を認めない。
- (1) 工事を担当する課長が、工事の施工内容、現場の条件等に鑑み、兼務が困難と判断したとき。
  - (2) 既に従事している工事において常駐を求められているとき。
  - (3) 兼務しようとする者が営業所の専任技術者で、既に他の工事の現場代理人等を兼務しているとき。
  - (4) 過去の工事成績その他により、市が兼務を不適當と認めたとき。

(届出)

第4条 第3条の規定により兼務させようとする受注者は、「現場代理人及び主任技術者等通知書」(八王子市請負者提出書類処理基準(工事)様式工8号の1)で、既に従事している工事に関する事項等を届け出なければならない。また、既に従事している工事の発注者又は監督員に対し、新たに従事する工事に関する必要な事項を報告すること。

(契約変更があった場合の措置)

第5条 兼務する工事において、契約変更が生じたことにより契約金額を変更した場合でも、原則として引き続き現場代理人の兼務を認めることとする。

(受注者の遵守すべき事項)

第6条 工事の円滑で適正な履行を確保するため、現場代理人は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 兼務するいずれかの工事現場に駐在すること。
  - (2) 工事現場を離れる場合は、監督員と確実に連絡が取れる体制を整えること。
  - (3) 不在となる工事現場においては、代わりの責任者を指定し、安全管理等に務めること。
- また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(その他)

第7条 修繕契約においてもこの基準を準用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。